

今給黎総合病院及び昭和会クリニック 倫理審査委員会 規定

(設置)

第1条 今給黎総合病院及び昭和会クリニックに倫理審査委員会（以下、本委員会という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は今給黎総合病院及び昭和会クリニックで行われる医学研究や医療行為に対し、倫理上の対応指針を示すことを目的とする。ヒトを対象とした医学研究については、「ヘルシンキ宣言」及び日常の医療については「リスボン宣言」を審議上の基準とし、医学的、倫理的及び社会的観点から調査、検討し、審議する。また、倫理に関する職員への教育、研修などにより、患者の意思の尊重と人権保護の意識の高揚を図る。

(構成及び任期)

第3条 1、本委員会は次の各部署若干名の委員をもって構成し、委員は病院長が委嘱する。

- (1) 診療部
- (2) 看護部
- (3) 事務部
- (4) 院外学識経験者
- (5) その他、病院長が委嘱する者

2、委員の任期は特に定めない。

(会議)

第4条 1、委員長は病院長とし、必要に応じて会議を招集する。
2、委員長は議長となり、委員会を統括する。
3、本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 4、申請者は、委員会に出席し、申請内容等を説明し意見を述べることができる。
- 5、会議の議決は、出席委員全員の合意を原則とする。
- 6、審査経過及び判定結果は、関係者の同意を得て公表することができる。
- 7、委員長は委員以外の者を本会議に出席することを要請し、説明または意見報告を求めることができる。

(申請手続き及び審査結果の通知)

- 第5条
- 1、審査を申請しようとする者は、様式第1号の申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。
 - 2、既承認事項で内容変更したい時は、様式第3号の変更申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。
 - 3、委員長は、前2項の申請があった時、内容審査を委員会に諮るものとする。
 - 4、委員長は、審査を終了した時は速やかに様式第2号の通知書により、判定結果を当該申請者に通知するものとする。
 - 5、委員が申請者となった場合は、その委員は本委員会における最終審査に加わらないものとする。

(議事録)

- 第6条
- 会議の審議事項については、議事録を作成し保管する。
また、本委員会の手順書及び委員名簿と併せて、厚生労働省ホームページ「臨床研究倫理審査委員会報告システム」に掲載し公表する。

附 則

本規定は平成12年4月18日より実施する。
本規定は平成16年2月19日より実施する。
本規定は平成25年3月1日より実施する。
本規定は平成27年7月1日より実施する。
本規定は平成30年5月1日より実施する。